

川崎市公告第148号

入札公告

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和8年1月29日

川崎市長 福田 紀彦

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件名

令和8年度感染症対策事業・生活衛生事業検体等搬送業務委託

(2) 履行場所

川崎市内全域及び周辺地域

(3) 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(4) 業務概要

川崎市健康福祉局が指定する感染症対策事業・生活衛生事業等に係る、信書を含む検体等の対象事業所間の搬送業務。

2 競争参加資格者に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でない者。

(3) 令和7・8年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「倉庫・運送業務」種目「運送業務」に登録されている者。

(4) 「民間事業者による信書の送達に関する法律」に基づく「特定信書便事業の許可（役務の種類：長さ、幅及び厚さの合計が73cmを超え、又は重量が4kgを超える信書便物を送達する役務）」を有すること。

(5) 高津区役所（川崎市高津区下作延2-8-1）までの道路距離が35km以内の場所に本社もしくは事業所・営業所等を有する者。

3 入札参加申込書の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込をしなければなりません。

(1) 配布・提出場所及び問合せ先

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所本庁舎13階

健康福祉局保健医療政策部感染症対策課

電話 044-200-2441

FAX 044-200-3928

E-mail 40kansen@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

令和8年1月29日（木）から令和8年2月4日（水）までの下記の時間。

午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで。

ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

(3) 提出物

入札参加申込書

（川崎市のホームページからもダウンロードできます。「入札情報かわさき」から当該案件を検索してください。）

(4) 提出方法

持参とします。

4 入札説明書の交付

入札説明書は3(1)の場所において、3(2)の期間縦覧に供する他、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「入札情報」で閲覧することができます。

5 確認通知書の交付

入札参加申込書を提出した者には、確認通知書を令和7・8年度川崎市競争入札参加資格名簿の委任先メールアドレスに令和8年2月9日（月）までに送付します。メールアドレスの登録がない場合には、郵送します。

6 入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

(1) 2に定める入札参加資格を満たさなくなったとき。

(2) 入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

7 仕様又は入札説明書に関する問合せ

(1) 問合せ先

3(1)に同じ。

(2) 問合せ期間

令和8年2月9日（月）から令和8年2月12日（木）までの下記の時間。

午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで。

ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

(3) 問合せ方法

入札説明書に添付された「質問書」の様式に必要事項を記入し、3(1)に持参するか、FAX又は電子メールで送付してください。

なお、「質問書」をFAX又は電子メールで送付した場合は、件名を「【入札質問書】令和8年度感染症対策事業・生活衛生事業検体等搬送業務委託について」とし、送付した旨を3(1)の担当あて電話連絡してください。

本入札に参加資格がない者及び問合せ期間を過ぎた質問には回答しませんので御注意ください。

(4) 回答方法

質問に対する回答は、令和8年2月18日（水）までに、競争参加者すべてにFAX又は電子メールで回答します。

(5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得第7条で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 入札の手続等

(1) 入札方法等

ア 入札書の提出方法

持参とします。

イ 入札日時

令和8年2月24日（火）午前10時

ウ 入札場所

川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所本庁舎306会議室

(2) 入札保証金

免除とします。

(3) 開札の日時

8(1)イに同じ。

(4) 開札の場所

8(1)ウに同じ。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場

合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得第7条で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約の手続等

(1) 契約保証金

要 (10%)

ただし、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除といたします。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 前払金

否

(4) 議決の要否

当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決（令和8年3月頃）を要します。

(5) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等については、3(1)の場所及び川崎市ホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

10 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

(3) 関連情報を入手するための照会窓口は、3(1)と同じです。

(4) 公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。